

「『全国学力・学習状況調査』の 集計結果データの 貸与に係るガイドライン」 一部改定について

令和7年2月12日

改定 1 特定の学校や設置管理者を研究対象とした分析

【背景】

- ◆ 現行の「『全国学力・学習状況調査』の集計結果データの貸与に係るガイドライン」では、「成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に配慮する」という基本原則を踏まえ、公表される研究等の成果物に学校や設置管理者が特定される可能性のあるデータを含めることを認めていない。このため、特定の学校や設置管理者の調査結果や取組状況について調査・分析するような研究計画は、集計結果データの貸与の対象外だった。
- ◆ 一方、本調査の集計結果データを分析・活用する研究が充実する中で、従来のガイドラインが想定していた全国レベルの量的分析に加え、**特定の学校や設置管理者を研究対象とし、インタビュー調査やアンケート調査等を組み合わせて行うような研究において、本調査の集計結果データを利用したい**というニーズも高まっている。

【改定の方向性】

特定の学校・設置管理者を対象とする研究計画についても、以下の条件を満たせば、集計結果データを貸与することとする。なお、以下の条件を満たさないまま特定の学校・設置管理者について研究し、その成果を公表した場合には、不適切利用に該当する。

◆ 全国レベルの分析を要する計画であること。

- ・国からは、全国レベルの分析を必要とする研究に対して集計結果データを貸与することとする。
- ・全国レベルの分析を必ずしも必要としない場合は、国からの貸与は行わず、研究者は研究対象の学校・設置管理者に対して保有するデータの貸与を依頼することとする。

◆ 研究対象とする学校・設置管理者の承諾を得ていること。

- ・特定の学校・設置管理者についても調査・分析を実施し、その成果の公表を予定する場合は、申出書への具体的な研究計画の記載、及び当該研究の実施について対象の学校・設置管理者の承諾を得ていることを示す書類の提出を求める。なお、学校・設置管理者の承諾があれば、成果物において具体の学校・自治体名を公表することも可とする。
- ・集計結果データの貸与後に研究対象とする学校・設置管理者を決定する場合は、研究対象を決定した段階で変更届を提出し、有識者会議の審査を受けることとする。変更届の提出時には、対象の学校・設置管理者の承諾を得ていることを示す書類の添付を求める。
- ・対象の学校・設置管理者の承諾を得ている場合においても、文部科学省へのデータ貸与の申出はガイドラインを踏まえて審査を行うため、例えば、「成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に配慮する」という基本原則を踏まえていない場合等は不承諾になる可能性もある。

改定２ 組織的管理措置における情報マネジメントシステムについて

【改定の方向性】

- ◆ ガイドライン（個票データ編）において求めている組織的管理措置のうち、**「情報マネジメントシステムの実践」**について、**求める管理措置の内容をより明確化する。**